

地方財政の充実・強化を求める意見書

平成25年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員給与費の臨時特例に係る地方交付税の減額を推し進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障している地方自治の本旨から見ても容認できるものではありません。

地方交付税は、地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に定める地方団体の独立性の強化や地方行政の計画的な運営に資するものでなければなりません。同法の目的を実現するためにも、地方財政計画及び地方交付税については国の政策方針の下で一方的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、その在り方や総額について決定する必要があります。

よって、国におかれましては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、税財源の充実確保を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月25日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）